

特定施設一覧

○がついている施設を設置するには、設置工事の30日前までに届出が必要となります。

施設名		騒音	振動	備考
金属加工機械	圧延機械	○ 22.5kW 以上		原動機の定格出力の合計
	製管機械	○		
	ベンディングマシン	○ 3.75kW 以上		ロール式に限る
	液圧プレス	○	○	矯正プレスを除く
	機械プレス	○ 294kN 以上	○	呼び加圧能力
	せん断機	○ 3.75kW 以上	○ 1kW 以上	
	鍛造機	○	○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○ 37.5kW 以上	
	ブラスト	○		タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	○		
	切断機	○		といしを用いるものに限る
圧縮機			○ 7.5kW 以上	冷凍機に用いるものを除く
空気圧縮機		○ 7.5kW 以上	○ 7.5kW 以上	
送風機		○ 7.5kW 以上		
土石用 鉱物用	破碎機	○ 7.5kW 以上	○ 7.5kW 以上	
	摩砕機	○ 7.5kW 以上	○ 7.5kW 以上	
	ふるい	○ 7.5kW 以上	○ 7.5kW 以上	
	分級機	○ 7.5kW 以上	○ 7.5kW 以上	
織機		○	○	原動機を用いるものに限る
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○ 0.45m ³ 以上		混練容量 気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	○ 200kg 以上		混練重量
	コンクリートブロックマシン		○ 2.95kW 以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート管製造機械		○ 10kW 以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート柱製造機械		○ 10kW 以上	原動機の定格出力の合計
穀物用製粉機		○ 7.5kW 以上		ロール式に限る
木材加工機械	ドラムバーガー	○	○	
	チップパー	○ 2.25kW 以上	○ 2.2kW 以上	
	碎木機	○		
	帯のこ盤	○		製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上
	丸のこ盤	○		製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上
	かなな盤	○ 2.25kW 以上		
抄紙機		○		
印刷機械		○	○ 2.2kW 以上	原動機を用いるものに限る
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			○ 30kW 以上	カレンダーロール機以外
合成樹脂用射出成形機		○	○	
鋳造型機		○	○	ジョルト式に限る